

第十一号様式（第十九条、第二十四条関係）

（表）

八・六センチメートル

第 号 年 月 日 発行

立 入 検 査 証

官 職 氏 名

生 年 月 日

内航海運業法第二十六条第一項の規定により立入検査をする職員であることを
証明する。

写 真

国土交通大臣（地方運輸局長）
運輸監理部長 印

年 月 日 限 有 効

（裏）

八・六センチメートル

内航海運業法抜すい
（報告及び検査）

第二十六条 国土交通大臣は、この法律の施行に必要な限度において、内航海運業者若しくは第三条第二項の届出をした者に対してその事業に関し国土交通省令で定めるところにより報告をさせ、又はその職員に内航海運業者若しくは同項の届出をした者の営業所若しくはその事業の用に供する船舶に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

（準用）

第二十七条 この法律の規定は、もつばら湖、沼又は河川において営む内航海運業に相当する事業に準用する。

第三十二条 次の各号のいずれかに該当する者は、五十万円以下の罰金に処する。

七 第二十六条第一項（第二十七条において準用する場合を含む。次号において同じ。）の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

八 第二十六条第一項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者